

平成26年 指定都市市長会提案 提案内容と結果（10件）

		提 案		結 果	
		項目	内容	区分	回答・対応内容
平成 26年	1	農地転用の許可権限の移譲	農地転用の許可権限について、農林水産大臣又は都道府県知事から指定都市の市長へ移譲	対応	4ヘクタールを超える農地転用に係る事務・権限については、大臣協議を付した上で、都道府県に移譲する。併せて2ヘクタールから4ヘクタールの農地転用に係る大臣協議については、廃止する。優良農地の確保の観点から農地転用許可の運用等を基準に従って適切に行えると認められる市町村を農林水産大臣が指定し、都道府県知事と同様の位置付けを付与する。
	2	農用地区域内における開発行為の許可権限の移譲	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2に規定される農用地区域内における開発行為の許可権限について、都道府県知事から指定都市の市長へ移譲	対応	農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。
	3	農地転用の許可にあたり都道府県農業会議への意見聴取の廃止	農地転用許可にあたり都道府県農業会議への意見聴取を廃止	対応	都道府県農業会議への意見聴取の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。
	4	農業振興地域の指定、区域の変更等の事務権限の移譲	農業振興地域の整備に関する法律第6条及び第7条に規定される農業振興地域の指定、区域の変更等の事務権限を移譲	対応不可	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。
	5	農用地利用計画の策定、変更にかかる知事への協議・同意の廃止	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定される農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の策定、変更について、都道府県知事の同意を不要とする。	対応不可	農地制度のあり方については、市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があると考えている。
	6	公共職業安定所（ハローワーク）業務全般の移管	職業訓練の受講あっせんや雇用保険の認定・給付等の業務を希望する指定都市に「一体的実施」により実施しつつ、ハローワーク業務に係る国と指定都市の具体的な業務分担や相互の関係についての合意形成のため、国と指定都市との協議の場を設定し、「一体的実施」を行っているハローワークの職業紹介・相談業務を希望する指定都市が受託する「一元的実施」により実施	対応不可	公共職業安定所（ハローワーク）が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 ①国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を同一施設内で一体的に実施する取組（一体的実施）、「ハローワーク特区」の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進 ②以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 ③地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 ④ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始

平成26年 指定都市市長会提案 提案内容と結果（10件）

	提 案		結 果	
	項目	内容	区分	回答・対応内容
平成26年	7	<p>幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る権限の移譲</p> <p>幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理等の権限を現行の都道府県から指定都市へ移譲</p>	対応不可	<p>「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、地方自治体に対し、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、現行制度においても、条例による事務処理特例制度により権限移譲できる旨通知している。</p> <p>当該閣議決定において、「条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえ」ることとされており、現時点で一律に権限移譲を行うことは困難である。</p>
	8	<p>私立幼稚園の設置認可等権限の移譲</p> <p>私立幼稚園の設置認可権限、私立学校審議会の設置権限、運営指導・補助金交付権限を、現行の都道府県から指定都市へ移譲</p>	対応不可	<p>私立学校については、市町村内外から幼児児童生徒を受入れ、就学することが想定されており、認可にあたっては、近隣市町村の幼児児童生徒数や需要動向を踏まえるなど、近隣市町村との調整や広域的な視点での認可判断が必要。</p> <p>現行制度では、効率的な事務の遂行や広域的な観点から、私立学校(高校以下)の設置廃止等の認可や学校法人の設立認可、解散命令、学校法人に対する補助等、私立学校行政に係る事務については所轄庁たる都道府県に一元化されている。</p> <p>仮に、私立幼稚園の設置認可など私立学校行政に係る事務の一部を切り出して指定都市に移譲した場合、都道府県だけでなく、指定都市においても私立学校行政を担う組織を新たに設けなければならず、事務的コストの面でも懸念がある。</p> <p>また、子ども・子育て支援新制度へ移行する過渡期で幼稚園に様々な不安が生じているところ、権限移譲により新制度の円滑な施行に支障が生じるおそれがある。</p>
	9	<p>災害対応法制の見直し(災害時の従事命令等権限を都道府県知事から指定都市の市長へ移譲)</p> <p>指定都市の市長には応急措置の実施義務があるが、従事命令等の権限は都道府県知事に限定されているため、当該権限を指定都市の市長にも移譲する。</p> <p>また、国における広域支援の枠組みの検討に当たっては、指定都市も支援の主体とするともに、指定都市の意見を反映する。</p>	対応不可	<p>災害対策基本法では、指定都市を含む市町村は当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命身体及び財産を保護する一義的な責務を有している。一方、都道府県は、区域内の市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行うものとされている。</p> <p>大規模かつ広域的な災害が発生した場合を想定すると、都道府県知事・指定都市の市長がともに従事命令等の権限を行使した場合、複数の主体からの従事命令等が競合する恐れがあり、迅速な応急救助の妨げとなる可能性がある。</p> <p>したがって、本権限を指定都市に移譲する場合には、権限の行使要件・範囲等について、都道府県等の関係機関との調整が必要であるため、移譲については、慎重に検討を進める必要がある。</p>
	10	<p>災害対応法制の見直し(救助の主体権限を都道府県知事から指定都市の市長へ移譲)</p> <p>救助の主体が都道府県知事に限定され、指定都市の市長が救助に主体的に当たるためには、その委任を受ける必要があることから、権限移譲により指定都市の市長を救助の主体に位置付ける。</p>	現行規定で対応可能	<p>都道府県から市町村に対して救助の実施に関する事務を委任することは現行規定上も可能であり、災害救助法の適用後速やかに救助が実施できるよう、あらかじめ都道府県と市町村の間で十分調整を行った上で、委任する救助の内容やどのような場合に委任するのかを定めておくことが有効であることを、平成27年3月31日付けで地方公共団体に通知した。</p>

平成26年 川崎市単独提案 提案内容と結果 (9件)

	提 案		結 果		
	項目	内容	区分	回答・対応内容	
平成26年	1	開発許可の技術的細目に関して定める条例の自由度の拡大	開発行為における公園の設置については、全国で一律的な設置基準であることから技術的細目の内容を条例委任する。	対応	開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目のうち、公園等の設置を義務付ける下限面積に係る基準については、政令を改正し、0.3ヘクタール以上の一定の範囲において条例(制定主体は都道府県及び市町村)で定めることを平成28年度中から可能とした。
	2	駐車場法施行令の見直し(路外駐車場の児童公園からの距離)	駐車場の配置に関する基準について、駐車場の配置や立地特性を勘案し、地域の意見を踏まえた適用除外を設けること。 ・立体駐車場の換気施設の設置条件について、時代に即した見直しを行うこと。	対応	平成28年2月17日開催の第29回全国駐車場政策担当者会議において、路外駐車場の出口及び入口に関する技術的基準のうち、児童公園からの距離に関する事項については、考慮すべき児童公園の取扱いについて明確化し、地方公共団体に周知を行った。
	3	駐車場法施行令の見直し(排気装置の基準について)		対応	換気装置の設置基準については、昭和32年の駐車場法制定時に設けられたが、自動車の環境性能が向上し、次世代自動車の普及も進む中にあることは、過度の規制を強いるものとなっていたことから、政令改正(平成28年8月1日施行)により、建築物である路外駐車場に設ける換気装置の能力を現行基準で要求している能力の半分程度に緩和した。
	4	駐車場法施行令の見直し(交差点からの距離について)		現行規定で対応可能	平成27年2月3日開催の第28回全国駐車場政策担当者会議において、駐車場配置の技術的基準のうち交差点からの距離に関する事項について、当該基準を適用しないものとして大臣が認定した以下の具体的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行った。 【具体的事例】 ①交差点内に、駐車場入口を設置した事例(平成25年度・千葉県船橋市内) → 信号による交通整理を実施。また、駐車場設置者による交通整理員の配置、案内看板の設置により、駐車場入口への進入を左折進入に限っている。 ②交差点内に、駐車場入口を設置した事例(平成25年度・岡山県岡山市内) → 交差点の交通量を踏まえ、駐車場出口部(交差点進入部)に一旦停止規制を実施など
	5	環境影響評価における指定都市市長意見の事業者宛て直接表明	環境影響評価法の対象事業が指定都市の市域内で行われる場合について、環境影響を受ける範囲が市域外に及ぶ場合であっても指定都市の市長が事業者に対して直接意見を述べることができることとする。	対応不可	環境影響評価法において、行政主体から出される意見は、それぞれの責任を有する立場から述べられるものであり、意見を受ける側において慎重に受けとめ、事業計画に反映することを検討する必要がある。 したがって、例えば、同一県内で、環境影響評価法施行令第11条で定める市の長から出された意見と、それ以外の関係市町村長から出された意見(知事が取りまとめた意見)との間に齟齬が見られ、個々の意見を同時に達成することが困難となるおそれが生じた場合に、どの意見を採用するべきかについて事業者が判断させることは困難であり、関係地方公共団体の総意としての意見のとりまとめを知事が行うことが環境影響評価法の円滑な運用に資すると考える。このため、提案のとおり制度改正することは困難である。

平成26年 川崎市単独提案 提案内容と結果（9件）

	提 案		結 果		
	項目	内容	区分	回答・対応内容	
平成 26 年	6	医療計画の策定権限等の都道府県から指定都市への移譲	医療計画の策定業務、病院開設者等に関する病床数に係る勧告事務等を都道府県から希望する指定都市に移譲する。	対応不可	医療計画の策定は、 ①二次医療圏が指定都市の区域内で完結する場合であっても、一都道府県の区域が設定される三次医療圏での医療提供体制と、また他の二次医療圏と、一体として広域的な観点で策定し、都道府県域全体として統合した医療提供体制を整備する必要があること。 ②二次医療圏は地域の実情に合わせて都道府県が必要に応じて見直すことになっており、常に指定都市の区域内で完結し続けるとは限らないこと。 等の理由から、主体は都道府県となる。 なお、指定都市に移譲する場合には、都道府県や市町村との合意が不可欠であるが、全国知事会や全国市長会・全国町村会の合意が得られていない中では、権限を移譲することはできない。
	7	人権擁護委員の委嘱に関する事務権限の指定都市等への移譲	人権擁護に関する諸事務のうち、人権擁護委員の委嘱に関する事務権限全般について、法務省から指定都市及び希望する市町村へ移譲する。	対応不可	全国的に人権擁護委員の活動の一定水準を確保するためには、委嘱事務の仕組みが全国的に統一され、人権擁護委員の委嘱に当たり国が統一的に判断することが必要不可欠である。委嘱事務の仕組みが市町村によって異なることは、全国的な水準の確保の点から問題があるほか、事務の輻輳（ふくそう）を招き事務の効率化の点からも問題があるため、手挙げ方式により移譲を希望する市町村にのみ事務移譲することは適切ではない。
	8	人権啓発活動地方委託要綱及び人権啓発活動地方委託実施要領の改正	人権啓発活動地方委託要綱及び人権啓発活動地方委託実施要領について、地方の自由度を高め、創意工夫が可能となるよう更なる見直し・改正を行う。 また、委託要綱や実施要領の見直しを行うに当たり、地方の意見を採り入れるための仕組みを導入する。	対応不可	地方公共団体において策定される事業計画は、各地で生じている人権課題を踏まえ、人権啓発効果のみならずコスト面についても十分に検討いただいた上で策定・提出されているものと理解している。すでに種別間の軽微な配分変更にとどまるものについて承認を不要としているところ、この軽微な配分変更を超えて事業計画を変更することは、実質的に新たな事業計画を策定するものと評価せざるを得ないことから、新たに一定の基準を設けて部分的に承認を不要とすることは困難。 なお、地方公共団体の意見については、法務局・地方公共団体等で構成している人権啓発活動ネットワーク協議会や委託事業実施計画作成時におけるヒアリングの機会に法務局・地方法務局を通じて随時伺うなどして制度の適切な運用に努めている。
	9	障害者入所支援施設の指定に係る都道府県知事の同意の廃止	指定都市及び中核市が行う障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設の指定事務に関する都道府県知事の同意を廃止する。	対応不可	指定障害者支援施設は、広域的な観点が必要なため、都道府県障害福祉計画で入所定員を定めている。そのため、指定に当たっては当該計画も考慮する必要があるが、計画策定を行った都道府県の長である知事の同意が必要である。 なお、全国知事会も引き続き同意が必要との意見である。